

地独評委第7号の3

令和7年9月3日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭



意見書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の令和6年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定により令和7年6月27日付け下病第44号で岐阜県知事に提出された法人の令和6年度財務諸表については、承認することが適当である。